

### 保健所に求められる主な役割・強化

- ◆ 新型コロナ対応での課題を踏まえ、今後の新興・再興感染症への対応はもちろんのこと、災害等他分野も含めた健康危機全般について、これらが複合的に発生した場合にも対応できる健康危機管理体制の構築が必要。このためには、国、都道府県、保健所設置自治体、保健所の役割を明確にし、体制構築に向け、**平時のうちから計画的に保健所体制を整備**しておくことが必要。

#### 保健所設置市自治体

- ※ 保健所設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



管内の体制整備等の調整  
管内の人材育成等の支援

#### 【健康危機管理体制の強化】

- ・保健所への職員の配置、IHEAT等外部からの応援の仕組みや受援体制、迅速な有事体制への移行等平時から準備。

#### 【都道府県連携協議会への参画・予防計画の策定】

- ・都道府県が設置する[連携協議会](#)へ参加し、管内の保健所や一般市町村、医療機関、職能団体等と平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。
- ・都道府県の予防計画や保健所の健康危機対処計画（仮称）との整合性を踏まえ、保健所体制等について[予防計画](#)を策定。
- ・県や市町村からの応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

#### 【マネジメント体制の強化】

- ・統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を各保健所に配置。

#### 【人材育成】

- ・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の[研修・実践型訓練の実施](#)。

#### 保健所



保健所体制の強化  
保健所の人材育成

#### 【健康危機管理体制の強化】

- ・予防計画等との整合性を確保しながら平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、[地域保健基本指針](#)に基づき作成されている手引書の改定等により、「[健康危機対処計画（仮称）](#)」を策定。

#### 【マネジメント体制の強化】

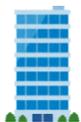
- ・総合的なマネジメントを担う保健師を各保健所に配置。

#### 【人材育成】

- ・職員（IHEAT等応援職員を含む）等の[実践型訓練等の実施](#)。

### 県内の主導・支援

#### 都道府県



県内の体制整備等の主導  
県内の人材育成等の支援

#### 【都道府県連携協議会の設置・予防計画の策定】

- ・保健所設置自治体、保健所、一般市町村、医療機関、消防その他関係機関と連携し、平時から感染症発生・まん延時の役割分担や連携内容を調整。議論を踏まえ、保健所体制等について[予防計画](#)を策定。
- ・都道府県内外の応援職員の派遣調整、IHEAT等外部人材の確保と調整等人員体制の整備等計画に記載。

#### 【人材育成】

- ・県内の人材育成の支援（国の研修への派遣調整等）。

## ②令和5年度における保健所の恒常的な人員体制強化

### <保健所において感染症対応業務に従事する保健師：令和5年度に更に450名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。

#### ■保健所において感染症対応業務に従事する保健師数



普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、保健所数9カ所）の措置人数をコロナ禍前（平成31年）の24名から令和5年度に42名に増員

#### ※参考：令和3年度から2年間かけて900名増員するための措置

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、健康危機管理対応力を強化するほか、関係機関との連絡調整を充実させるとともに、IHEAT（Infectious disease Health Emergency Assistance Team）登録者等に対する研修・訓練等を実施する体制を平時から強化するため

### <保健所における保健師以外の職員（事務職員等）：令和5年度に更に150名増員>

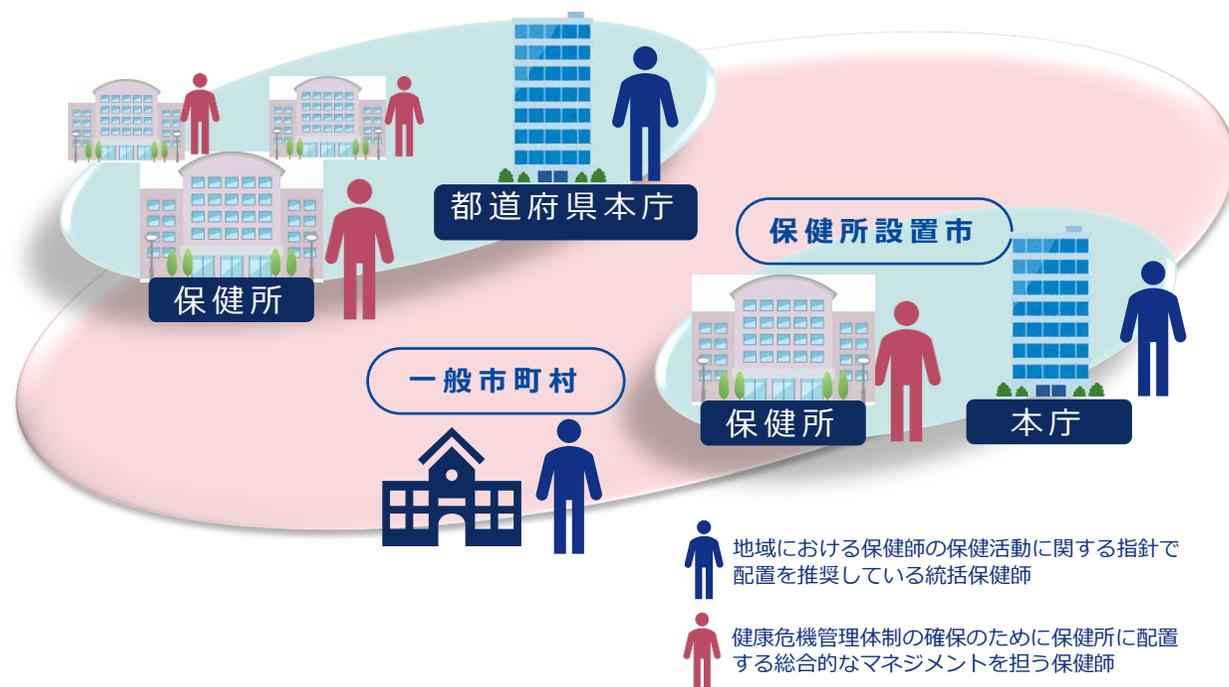
- さらに、感染症法等の改正を踏まえ、関係機関との調整や保健師等への業務支援を図るため、保健所の保健師以外の職員（事務職員等）についても150名増員するために必要な地方財政措置を講ずる。
- ※ 令和3年度においても、150名増員するために必要な地方財政措置を講じている。

#### ※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に保健所において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

### ③ 保健所における健康危機管理体制確保のための総合的なマネジメントを担う保健師の配置について

- 感染症法等の改正等に伴い、都道府県、政令市及び特別区は、健康危機管理体制の確保のために、保健所に統括保健師等総合的なマネジメントを担う保健師を配置すること。  
※なお、都道府県及び市町村に保健活動の組織横断的な総合調整及び推進等の役割を担う部署を明確に位置づけ、保健師（統括保健師）を配置するよう努めることとしている（「地域における保健師の保健活動に関する指針」健発0419第1号平成25年4月19日）。
- 当該保健師は保健所長を補佐し、関係部署の職員を取りまとめ、健康危機への備えや発生時の対処等の事務を統括する役割を担う。
- 保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を増員するために必要な地方財政措置を講じているところ。
- 自治体に配置される統括保健師が、都道府県、保健所設置市・特別区、保健所、市町村までを含めた保健師が中心となる組織横断的なネットワークを機能させることで、健康危機発生時への迅速な対応を可能とする。



#### 保健所の総合的なマネジメントを担う保健師に求められる業務

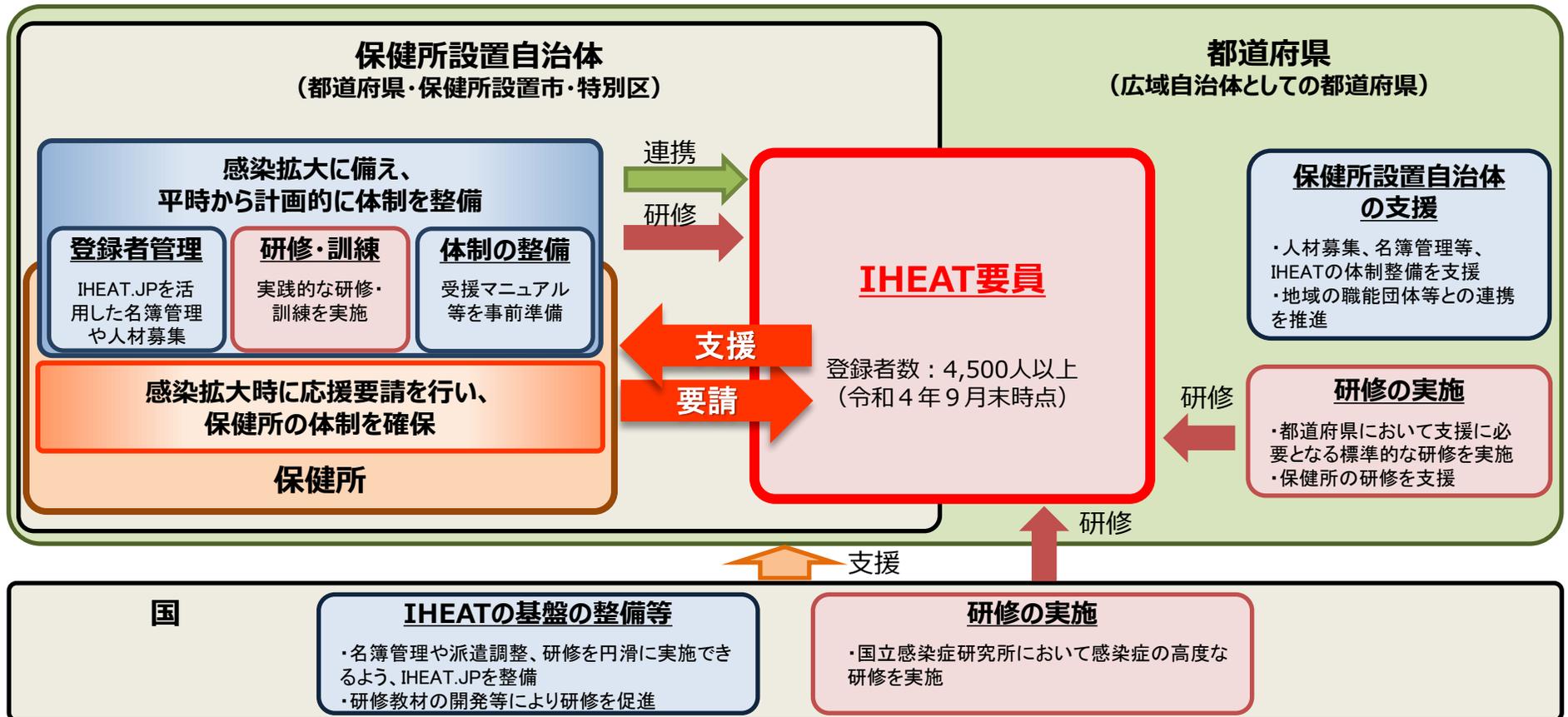
平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるために以下の業務を担う

- ①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与
- ②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画」の策定・計画の着実な実施
- ③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化
- ④地方衛生研究所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化

## ④地域保健法の改正によるIHEATの強化

IHEATは、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みであり、**IHEATを強化**するために法定化された。

- 保健所業務ひっ迫時における臨時的な人員確保の方策として、**恒久的な制度**に位置づけ。
- IHEAT要員が働きやすく、また自治体がIHEAT要員に速やかに支援を要請できる環境を整備するために、本業の雇主に**兼務に配慮**する努力義務を規定するとともに、支援を行うIHEAT要員に**守秘義務**を規定。(第21条第2項、第3項)
- 要請に即応可能な人材を確保するために、**国、都道府県、保健所設置市・特別区**のそれぞれが、IHEAT要員への**研修等の支援**を行う責務を規定。(第22条)



## ⑤感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【求められる役割等】

- ◆ 地衛研は、特に健康危機発生初期（民間検査機関が立ち上がるまでの期間）においては、国立感染症研究所と密接に連携しつつ、地域の試験検査の中核としての役割が求められていること。また、感染拡大期などにおいては、国立感染症研究所や他の地方衛生研究所とのネットワークを活用して、国内の新たな知見の収集や変異株の状況分析等を行い、自治体や保健所に提供するなどサーベランス機能を発揮することが求められている。こうした**危機対応と同時に健康危機管理における専門技術的な拠点としての機能を発揮できるよう、平時のうちから有事に備え体制を強化する。**

保健所設置自治体における必要な体制整備の在り方（地域保健法第26条：地衛研の整備）：

「試験検査」は、健康危機への対処に必要な不可欠な機能であることから**都道府県・指定都市は地衛研を設置**し、試験検査体制を整備する。その他機能（「調査研究」、「公衆衛生情報等の収集・解析・提供」、「研修指導」）は、**都道府県が主導して、少なくとも都道府県に1つは整備**する。地衛研を自ら整備できない**指定都市以外の保健所設置市や特別区は、都道府県や指定都市との連携により必要な機能を補完。**

### 保健所設置自治体

※ 地衛研設置主体としての都道府県、指定都市、指定都市以外の保健所設置市・特別区



地衛研の人員体制や整備の強化

**役割：** 自治体の責務として、平時のうちから地衛研等における人員体制や整備等を整えていくことが必要。有事の際には、地衛研等の状況を把握し、都道府県や他の市町村と密接連携し対応を行うことが求められる。

#### 【健康危機管理体制の強化】

- ・本庁は、連携協議会等を活用し有事の際に迅速に移行等ができるよう地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。
- ・地衛研は、**予防計画等との整合性を確保しながら**平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めるための「**健康危機対処計画（仮称）**」を策定。
- ・人員体制の整備・計画や検査機器の整備・メンテナンス、調査研究の充実等平時からの準備。

#### 【連携の強化】

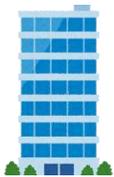
- ・感染研や保健所、近隣市町村、職能団体との平時からの連携強化。

#### 【人材育成】

- ・研修や有事を想定した**実践型訓練**等を通じた人材育成の実施。

### 域内の主導・支援

### 都道府県



域内の人材育成等の支援  
域内の体制整備等の統括

**役割：** 平時のうちから都道府県のリーダーシップの下、都道府県域内の体制整備を進めていくことが必要。有事の際には、情報集約や自治体間調整、業務の一元化等の対応による都道府県域内の支援が求められる。

#### 【健康危機管理体制の強化】

- ・**連携協議会**での関係機関等との平時からの議論・協議による地衛研を含む検査体制等について**予防計画**を策定。

#### 【連携の強化】

- ・連携協議会等を活用した自治体や感染研等関係機関、職能団体等との意見交換や調整等を通じた平時からの連携強化。

#### 【人材育成】

- ・都道府県域内の人材育成の支援（感染研の研修への派遣調整等）。

# ⑥感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【体制整備の在り方】

## 地域保健法の改正概要

- ◆ 今後の感染症のまん延等健康危機に的確に対処できるよう、全国の保健所設置自治体に対し、専門的な知識・技術を必要とする試験検査・調査研究等の業務を行うために必要な体制整備・連携確保等を講ずる責務規定（第26条関係）。
- ◆ 国に対し、体制整備等を行う自治体に対して助言・指導・その他の援助を実施する努力義務規定（第27条関係）。

## 地域保健に関する調査研究及び試験検査に関する体制整備等の在り方

- 健康危機に対応するため、都道府県と指定都市に専門的な試験検査（主要項目）について自ら体制（地方衛生研究所等）を整備することを求めるとともに、試験検査の質を支える調査研究、研修指導及び情報収集・解析・提供について、少なくとも都道府県単位で体制を整備することを求める。
- 財政規模の小さい指定都市以外の保健所設置市や特別区は、自ら体制の整備ができない/不十分な場合には、都道府県や指定都市との連携により補完することを求める。

機能	想定される主な内容	都道府県	指定都市	指定都市以外の保健所設置市/特別区
試験検査 (主要項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナ感染症のように急速に地域で拡大する感染症や食中毒等の試験及び検査。</li> <li>・ 健康危機の際に初期の検査を担う公的検査体制。</li> </ul>	◎ 必須	◎ 必須	
(稀少項目)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風土病、稀少ウイルス等の試験及び検査。</li> <li>※ 現在「レファレンスセンター」という形で国立感染症研究所と地方衛生研究所間における連携体制により実施されている。</li> </ul>	△ 必須ではない ※ 引き続き <u>全国規模での連携体制</u> で対応		△
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健に関する基礎研究、疫学研究。</li> <li>・ 試験検査能力の向上に資する調査研究。</li> <li>・ 試験検査の精度向上や技術開発に資する調査研究。</li> </ul>	○ 都道府県単位で必須		自前で整備することも可能であるが、 <u>都道府県や指定都市との連携により、不足する機能の全部又は一部を補完</u>
研修指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健に係る業務に携わる人材育成のための研修指導。</li> <li>・ 地域全体の試験検査能力や調査研究能力の向上につながる研修指導。</li> </ul>	※ 自ら実施するほか、 <u>自治体間の連携による都道府県単位での整備</u> （都道府県での一元化や個別自治体間の連携） <u>も可能</u>		
情報収集・ 解析・提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域保健に関する情報収集、解析、関係者・住民等への情報提供。</li> <li>・ 地域住民の公衆衛生に関する情報（感染症の感染状況や生活環境）を速やかに把握する。</li> <li>・ 健康危機において適確な対応や地域住民の行動につながる情報収集・解析・提供。</li> </ul>			

# ⑦感染症法等の改正を踏まえた地方衛生研究所の強化【令和5年度体制強化予算】

## <地衛研における職員：令和5年度に約150名増員>

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、地衛研の恒常的な人員体制強化を図るため、**職員を約150名増員**するために必要な地方財政措置を講ずる。

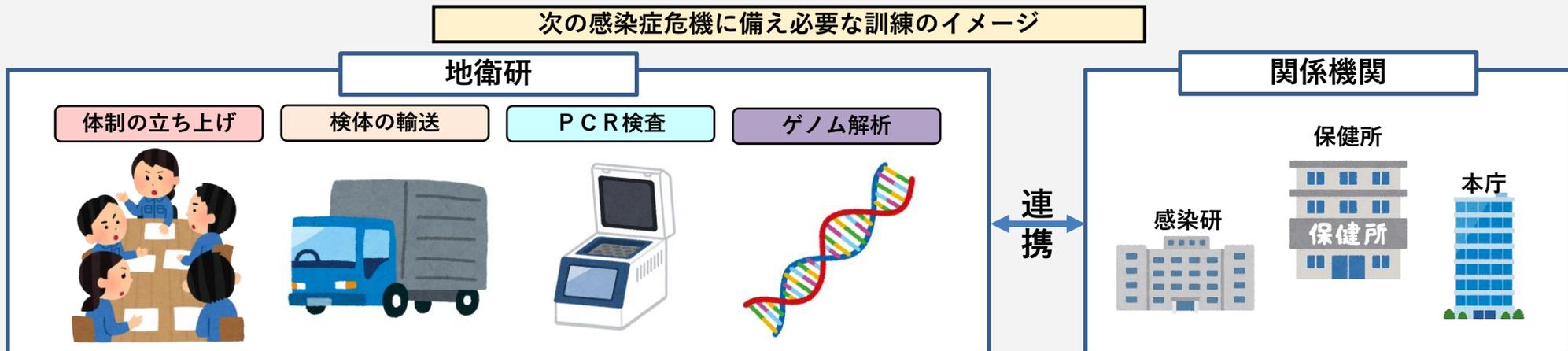
※普通交付税措置において、標準団体（人口170万人、地衛研数1カ所）の措置人数を2名増員（令和3年度も1名増員）

### ※参考：感染症法等の改正を踏まえ、令和5年度以降に地衛研において実施が必要な業務

平時のうちから感染症危機に備えた準備を計画的に進めるため、①改正感染症法における連携協議会や予防計画策定等への積極的な関与、②新型コロナ対応における課題を踏まえた「健康危機対処計画（仮称）」の策定・計画の着実な実施、③有事を想定した実践型訓練の実施など人材育成の強化、④保健所等や管内市町村や職能団体等関係機関・団体との連携強化 等

## <地衛研の検査能力向上や情報収集等の機能強化のための訓練等の全国展開>

- 次の感染症危機に備え、新興・再興感染症検査体制の初動を速やかに行い、スムーズに検査やゲノム解析に当たることができるよう、各地衛研における検査訓練について支援を行う。



**感染拡大時に迅速な対応が可能となるよう、必要な訓練を実施**

※ 検査訓練の実施について、次の感染症危機に当たっては、地衛研の人員だけでなく、感染研や保健所、民間検査機関等の外部人材も、速やかに検査を実施できるように育成することも想定されることから人員体制の計画を踏まえながら、関係機関等連携し、訓練を実施することが望まれる。

# ⑧健康危機対処計画（仮称）について

## 健康危機対処計画の概要

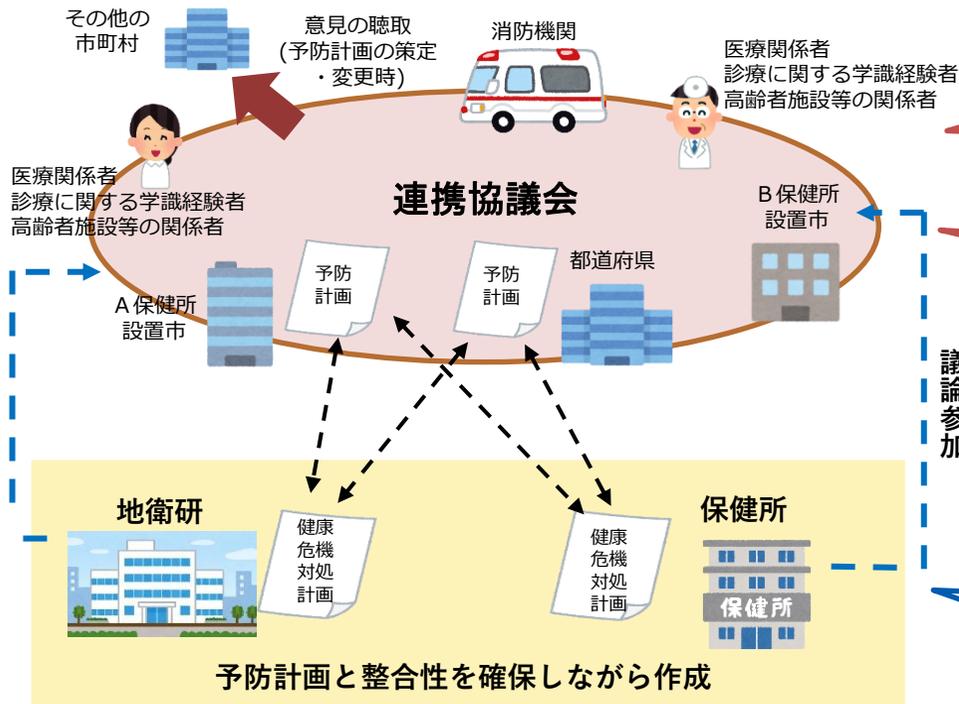
○ 各保健所及び各地衛研は、現場において平時のうちから健康危機に備えた準備を計画的に進めることや予防計画の実行性を担保するため、地域保健基本指針に基づき作成されている手引書の改定等により、「健康危機対処計画（仮称）」を策定。

※今後、「健康危機対処計画（仮称）」策定に当たっての考え方をお示しする予定。

### <「健康危機対処計画（仮称）」記載事項のイメージ（健康危機のフェーズ（発生初期、拡大期など）に応じた以下の記載を想定）>

- ・ 業務内容と量の見積もり
  - ・ 業務重点化や絞り込みなど
  - ・ 人員体制（自治体内外からの応援を含めた体制）
  - ・ 外部からの応援職員の受入体制（受援計画）
  - ・ 職員の安全確保・メンタルヘルスも含む健康管理
  - ・ 研修や実践型訓練の実施
- 等

### <健康危機対処計画（仮称）と予防計画の関連について（イメージ）>



○ 平時から  
 ・ 入院調整の方法  
 ・ 医療人材の確保  
 ・ 保健所体制、検査体制や方針  
 ・ 情報共有のあり方 等を議論・協議

○ 連携協議会の結果を踏まえ、**予防計画を策定**  
 ○ 予防計画に基づく取組状況を**定期的に報告、相互に進捗確認**

※必要に応じて感染症発生・まん延時にも開催

・ 保健所・地衛研も、連携協議会の議論に積極的に関与し、保健所設置自治体が策定する予防計画等と整合性を確保しながら、「健康危機対処計画（仮称）」を策定。